

## 製表関係参考資料

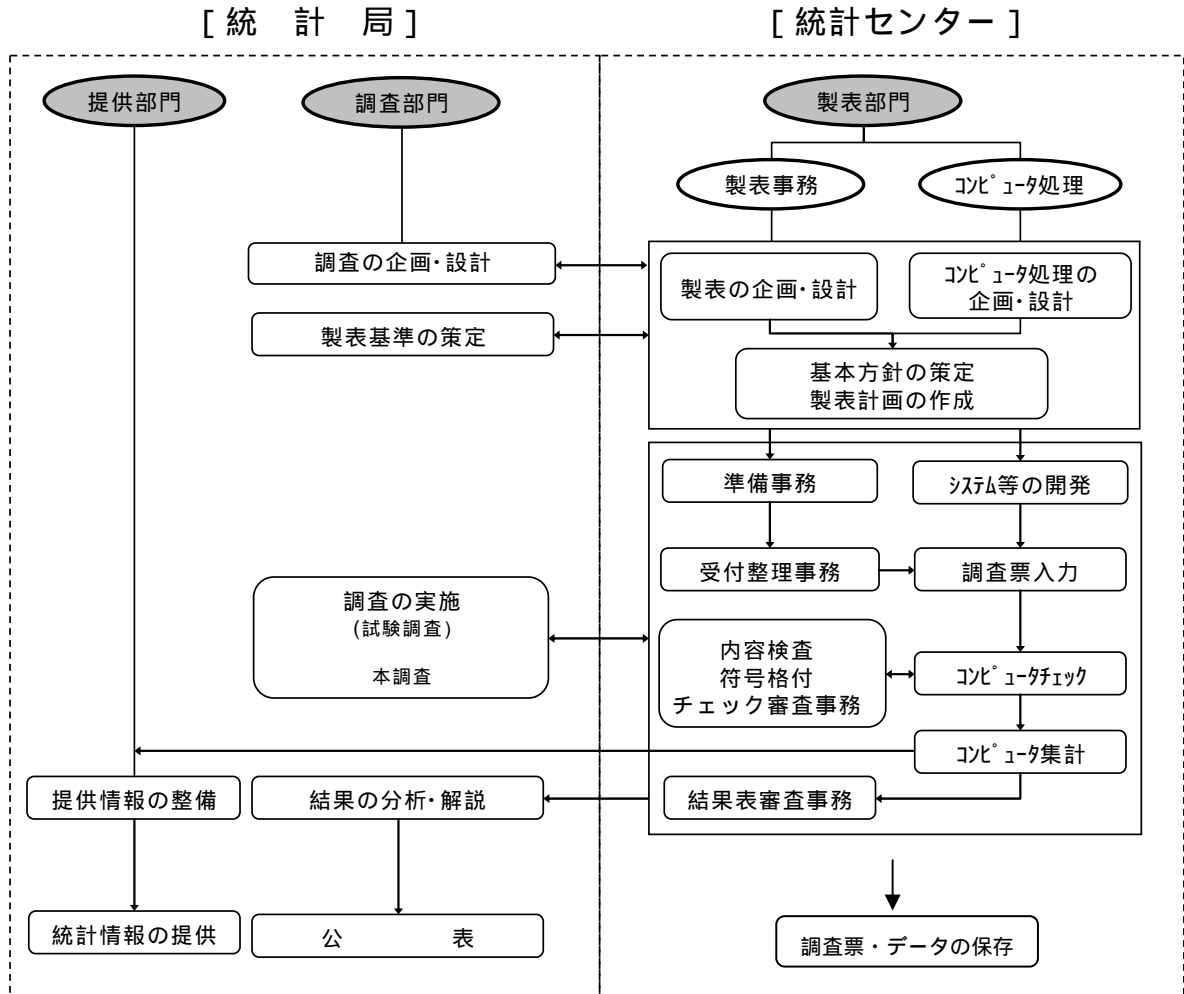
平成 19 年 6 月  
独立行政法人統計センター

## 目 次

【製表業務の概要】 .....	1
【統計調査等の概要】 .....	9
国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表	
第1 国勢調査の概要 .....	1 1
第2 事業所・企業統計調査の概要 .....	1 2
第3 全国消費実態調査の概要 .....	1 3
第4 社会生活基本調査の概要 .....	1 4
第5 労働力調査の概要 .....	1 5
第6 小売物価統計調査の概要 .....	1 6
第7 家計調査の概要 .....	1 7
第8 個人企業経済調査の概要 .....	1 8
第9 科学技術研究調査の概要 .....	1 9
統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理	
第1 統計情報データベースシステムの概要 .....	2 3
第2 局内時系列データベースの概要 .....	2 3
第3 地域メッシュ統計の概要 .....	2 4
第4 社会・人口統計体系の概要 .....	2 5
第5 人口推計の概要 .....	2 6
第6 住民基本台帳人口移動報告の概要 .....	2 6
第7 事業所・企業データベースの概要 .....	2 7

## 1 統計調査の製表業務の体系

統計局が実施する統計調査の標準的な製表業務の体系は、次のとおりである。



## 2 製表の企画設計・準備事務

統計調査の製表を行うに当たっては、製表業務を“統一かつ正確・迅速に処理する”ことを目標として、調査の企画段階から調査部門と製表部門があらかじめ調査の内容や公表時期などの確認を行った上で、製表業務の方針を決定するとともに、具体的な事務内容、事務日程等を定めた製表計画を作成し、万全の実施環境・体制を整える。

また、準備事務として、製表事務を円滑に実施できるように事務室の確保や必要となる用品などを用意するとともに、事務処理方法を明示した事務手続（マニュアル）類の作成、業務研修の計画・実施などを行う。

### (1) 検討体制の整備

調査部門と製表部門間、さらに製表部門内での検討体制を整えるため、調査ごとに連絡会や製表プロジェクトなどを設置する。ここでは、製表事務全般にわたる事

務スケジュール、事務内容、事務分担などについて広範な検討を行う。

#### (2) 製表の基本方針の策定

調査部門から示される集計上の基本事項などを定めた製表基準書に基づいて、製表方法、情報処理機器の利用、外部資源の利用、品質管理、その他製表事務の効率化・合理化策などの検討を行い、製表事務の概要、製表に必要な要員（製表要員）の概数及び製表スケジュールなど製表事務の全体像を明らかにした製表の基本方針を策定する。

#### (3) 製表計画の作成

製表の基本方針を受け、具体的な製表内容・方法を定めた製表計画を作成する。作成に当たっては、製表基準書及びその付属資料を詳細に分析するとともに、過去の事務処理方法・評価などを基に、製表事務の各段階における仕組みや方法について詳細に検討を行う。また、製表要員を算出して事務区別のスケジュールを定める。

##### 〔基本数の把握〕

製表事務の各段階において、製表要員数、製表期間を算出するのに必要なのが基本数である。

基本数には、調査対象数、調査区数、調査票枚数、調査書類の箱数、エラーデータ等の件数、データチェックリスト枚数、結果表数、結果表のページ数などがある。

このうち、基本数をあらかじめ正確に把握することが困難なものについては、前回実績に対する調査対象数の増減率、他の類似調査の傾向及び最新の統計資料から推計・算出する。基本数の推計値が、実際の数値と大きく異なると、集計期限へ影響を及ぼすこともあるため、正確な数値を求められるよう努める。

#### (4) 製表事務手続類の作成

製表方法やコンピュータ処理の方法、PCを活用した製表システムの内容、事務の連絡体制などの事務内容を具体的に示す製表事務手続やデータ訂正システム仕様書などの各種書類を作成する。

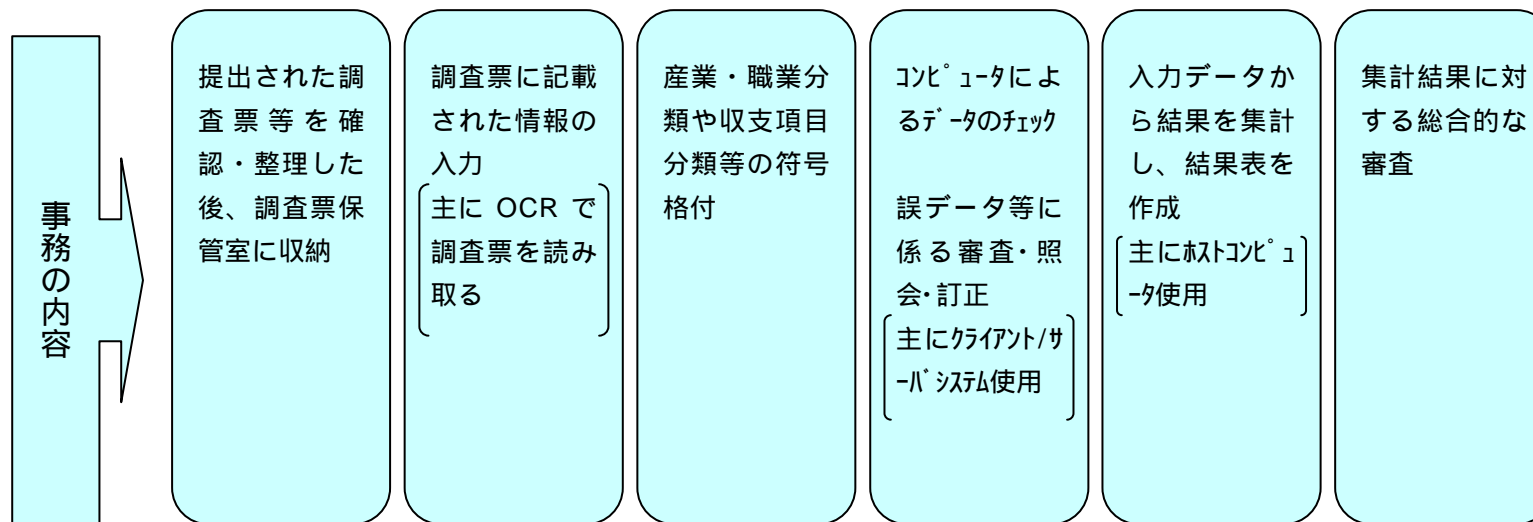
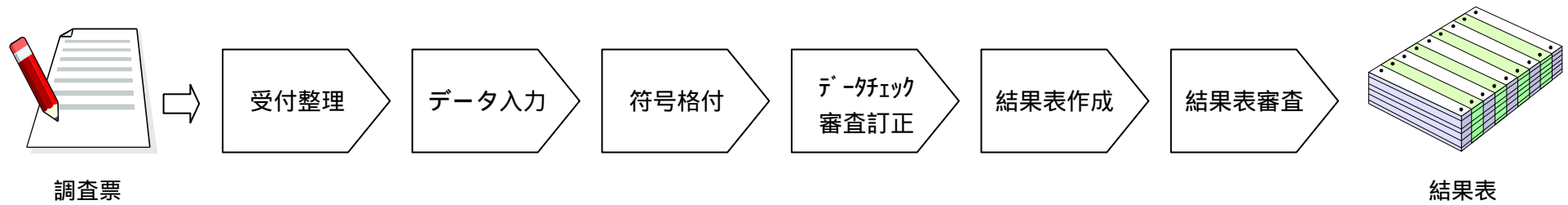
#### (5) システム開発

コンピュータ処理に必要な各種のシステムを開発する。開発するシステムは、統計調査の特質、製表の方法などによって異なるが、一般的には、調査票の記入内容の誤りの検出や訂正を行うデータチェックシステムと結果表を作成するサマリーシステムのほか、符号格付のための符号格付システムや提供データ編成用システムなどがある。

### 3 製表事務

標準的な製表事務の流れは、次のとおりである。

## 製表事務の流れ



#### (1) 受付整理事務

受付整理事務は、提出された調査票等関係書類（磁気テープやMOなどの電磁媒体を含む。）に提出漏れや重複がないか、種類と数量の確認を行う。また、電磁媒体の場合には、ウィルスチェック、リードチェック、レコード数の確認を行う。

さらに、調査票類をその後の製表事務（データ入力事務や符号格付事務など）において、効率よく利用するために整理して専用の保管室に収納する。

#### (2) データ入力

データ入力には、OCR（光学式文字読取装置）で入力する方式と人手によりPCで入力する方式とがある。総務省統計局が実施する統計調査の調査票は、一部を除きOCR仕様となっている。

#### (3) 符号格付事務

統計調査の集計では、統計表の表章に用いるため、調査票に記入された内容を産業分類・職業分類、収支項目分類などの分類基準に従って分類し、コードを付与する必要がある。

この事務には、PC画面上に表示される調査票イメージデータを見ながら分類符号を直接入力する方法（現在最も利用されている方法）、調査票を見ながらPC画面上で分類符号を直接入力する方法（家計調査の家計簿などがこの方法）とがある。

#### (4) データチェックリスト審査事務

データチェックリスト審査事務は、コンピュータによるデータチェックの結果、検出されたエラーデータ等の審査・訂正などを行う事務である。

調査項目のエラーデータ等は、データチェックリスト又はPC画面に表示し審査している。

なお、コンピュータチェックで検出したエラーデータ等には、当該項目のみの誤りの場合と、項目間の関連で矛盾が生じた場合とがある。

##### ア データチェック

入力データに存在する記入漏れ、記入誤り、記入内容の矛盾などをデータチェックシステムにより検出し、その結果をデータチェックリスト等に出力する。

##### イ データの審査

データチェックリスト等に表示されているチェック符号（エラーデータ等を識別する符号）や補定処理の結果を基にデータの審査を行う。データの審査や訂正については、統計センターにおいて事務処理方法等を詳細に示した事務手続に従って行っている。

最近では、データチェックリストは用いずに、PC画面に表示したデータチェック結果と調査票イメージデータを基に、審査を行う方法が多く採用されている。

##### ウ データの訂正

審査の結果データの訂正が必要となった場合は、PC画面上に当該データを表示し、訂正を行う。

なお、データの審査をPC画面上で直接行っている場合は、審査と同時に訂正データの入力も行う。

#### (5) 結果表の作成

データチェックリスト審査事務が完了したデータを用いてサマリーシステムにより結果の集計を行う。その後、Excelを用いて事前に作成してある結果表様式とマッチングし、最終的な結果表を作成する。

#### (6) 結果表審査事務

結果表審査事務は、製表業務の最終成果物としての統計表について、正確性や妥当性などの観点から、各種審査資料を用いて審査を行うものである。

審査は、形式審査と分析的審査とがある。

形式審査では、コンピュータにより、結果表の表内検算や表間照合などによる結果数値の整合性の審査を行うほか、結果表が所定の様式どおりになっているかを人手で確認するなど結果表の様式に関する審査を行う。

分析的審査では、過去の当該調査結果との数値比較による妥当性（時系列審査）や他の統計調査の結果数値との比較による妥当性（関連統計比較審査）を検証するほか、結果数値が社会情勢を反映したものとなっているかなど様々な観点から審査を行い、結果数値を客観的・総合的に評価し、妥当性を検証する。

#### (7) 調査結果の提供用データの作成

統計調査の結果は、調査部門における公表と同時に国、地方公共団体、民間(非営利団体を通じて)に対して、インターネット、電磁媒体、統計情報データベースシステム(S I S M A C)など多様な形で提供されるため、提供用データの作成(結果データの編集)は、公表前に行っている。

# 統計調査等の概要

国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表



## 第1 国勢調査の概要

### 1 調査の概要

国勢調査（指定統計第1号）は、我が国の人口及び世帯の実態を把握し、各種施策その他の基礎資料を得ることを目的として5年ごとに実施されている。

調査の結果は、衆議院の議員定数・選挙区画定及び地方議会の議員定数の基準、市及び指定都市・中核市の要件、地方交付税交付金の算定基準などの法定人口として用いられるほか、社会福祉対策、雇用対策、防災対策、地域整備計画など、国及び地方公共団体の各種の行政施策や計画、将来人口の推計や出生率などの人口分析等の基礎資料として利用されている。

### 2 製表の概要

平成17年国勢調査の集計は、要計表による人口集計（人口及び世帯）1%抽出調査票を用いた抽出速報集計（産業・職業小分類等）、全数調査票を用いた第1次基本集計（年齢各歳別人口等）第2次基本集計（就業者の産業大分類別構成等）第3次基本集計（就業者の職業大分類別構成等）及び抽出詳細集計（就業者の産業・職業小分類別構成等）に区分されている。このほか、従業地・通学地集計、町丁・字別等による小地域集計などがある。

製表業務は、調査票類の受付整理事務、入力事務、符号格付事務、データチェックリスト審査事務を行い、集計区分に基づいた結果集計及び結果表審査事務を行うものである。併せて、これらの事務に関連した準備、プログラム開発等を行う。

### 3 集計基本数

調査対象数等の集計基本数は、表のとおりである。

表 集計基本数

区 分	基 本 数
市区町村数	2,381 市区町村
調査区数	約985,000 調査区
基本単位区数	約1,839,000 単位区
調査対象数	
世帯数	約50,228,000 世帯
人口	約127,708,000 人
調査票枚数	約56,270,000 枚

## 第2 事業所・企業統計調査の概要

### 1 調査の概要

事業所・企業統計調査（指定統計第2号）は、事業所の事業活動及び企業の企業活動の状態を調査し、事業所及び企業に関する基礎資料並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的として5年ごとに実施されている。（簡易調査は、本調査実施から3年目に当たる年に実施）

調査の結果は、地方交付税交付金の配付基準、地方消費税の精算・交付基準などに用いられるほか、地域開発計画、都市計画、労働政策、産業の適正配置計画など、国及び地方公共団体の各種行政施策の基礎資料として、また、学術研究や企業活動、企業経営などに利用されている。

### 2 製表の概要

平成18年事業所・企業統計調査の集計は、速報集計、確報集計及び会社企業等に関する名寄せ集計等に区分されている。

製表業務は、調査票甲については、地方公共団体が入力した調査票データの受付整理事務、地方で行った符号格付の検査事務を、調査票乙については、データチェックリスト審査事務等を行い、集計区分に基づいた結果集計及び結果表審査事務を行うものである。併せて、これらの事務に関連した準備、プログラム開発等及び地方事務で用いるプログラムの開発を行う。

### 3 集計基本数

調査対象数等の集計基本数は、表のとおりである。

表 集計基本数

区 分	基 本 数
市区町村数	1,988 市区町村
調査区数	240,000 調査区
調査対象事業所数	
調査票甲	約6,000,000 事業所
調査票乙（国）	12,394 事業所
調査票乙（地方公共団体）	202,163 事業所

### 第3 全国消費実態調査の概要

#### 1 調査の概要

全国消費実態調査（指定統計第97号）は、家計の実態を調査し、全国及び地域別の世帯の所得分布、消費の水準及び構造等に関する基礎資料を得ることを目的として5年ごとに実施されている。

調査の結果は、国民所得・家計資産等、国民経済計算のマクロ推計や、家計の面からの国民生活水準の測定に用いられるほか、将来の年金等社会保障制度とその水準に関する資料などに利用されている。

#### 2 製表の概要

平成16年全国消費実態調査の集計は、家計収支編、品目編、主要耐久消費財編、貯蓄・負債編、世帯分布編、特定世帯編、高齢者世帯編及び家計資産編に区分されている。

製表業務は、調査票類の受付整理事務、入力事務、内容検査・符号格付事務、データチェック審査事務を行い、集計区分に基づいた結果集計及び結果表審査事務を行うものである。併せて、これらの事務に関連した準備、プログラム開発等を行う。

#### 3 集計基本数

調査対象数等の集計基本数は、表のとおりである。

表 集計基本数

区 分		基 本 数
市町村数	甲調査（家計簿等）	1,138 市町村
	乙調査（個人収支簿等）	168 市町村
調査単位区数		5,304 調査単位区
	甲調査	4,631 調査単位区
	乙調査	673 調査単位区
調査世帯数		60,047 調査世帯
	甲調査	59,374 調査世帯
		二人以上の世帯
	単身世帯	5,002 調査世帯
	乙調査	673 調査世帯

## 第4 社会生活基本調査

### 1 調査の概要

社会生活基本調査（指定統計第114号）は、国民の生活時間の配分及びインターネットの利用、学習・研究、ボランティア活動、スポーツ、趣味・娯楽、旅行・行楽、その他国民の自由時間における主な活動について調査し、国民の社会生活の実態を明らかにすることにより、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として5年ごとに実施されている。

調査の結果は、高齢社会対策、少子化対策のための基礎資料に用いられるほか、男女共同参画社会実現に向けての行政施策や無償労働の貨幣評価等の基礎資料として利用されている。

### 2 製表の概要

平成18年社会生活基本調査の集計は、生活行動に関する集計、生活時間に関する集計、時間帯別集計及び平均時刻に関する集計に区分されている。

製表業務は、調査票類の受付整理事務、入力事務、符号格付事務、データチェックリスト審査事務を行い、集計区分に基づいた結果集計及び結果表審査事務を行うものである。併せて、これらの事務に関連した準備、プログラム開発等を行う。

### 3 集計基本数

調査対象数等の集計基本数は、表のとおりである。

表 集計基本数

区 分	基 本 数
市区町村数	1,546 市区町村
調査区数	6,696 調査区
調査世帯数	80,352 世帯
調査票冊数	約198,400 冊

## 第5 労働力調査の概要

### 1 調査の概要

労働力調査（指定統計第30号）は、国民の就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的として毎月実施されている。

調査の結果は、雇用情勢の動向を表す主要指標として用いられるほか、緊急雇用創出特別奨励金の発動要件になるなど、雇用対策に用いられている。

### 2 製表の概要

労働力調査の集計は、基本集計（基礎調査票）及び詳細集計（特定調査票）に区分されている。

製表業務は、調査票類の受付整理事務、入力事務、監督数チェック審査事務、符号格付事務、データチェック審査事務を行い、集計区分に基づいた結果集計及び結果表審査事務を行うものである。併せて、これらの事務に関連した準備、プログラム開発等を行う。

### 3 集計基本数

調査対象数等の集計基本数は、表のとおりである。

表 集計基本数

区 分	基 本 数
基礎調査票 調査区数	約2,800 調査区
世帯数	約40,000 世帯
調査票枚数	約40,000 枚
15歳以上世帯人員	約100,000 人
特定調査票 調査区数	約700 調査区
世帯数	約10,000 世帯
調査票枚数	約25,000 枚
15歳以上世帯人員	約25,000 人

## 第6 小売物価統計調査の概要

### 1 調査の概要

小売物価統計調査（指定統計第35号）は、国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の小売価格及びサービスの料金を調査し、消費者物価指数その他物価に関する基礎資料を得ることを目的として毎月実施されている。

調査の結果や消費者物価指数は、国や地方公共団体の経済運営の指針とされるほか、消費者行政などのための基本的な指標として利用されている。

### 2 製表の概要

小売物価統計調査に関する集計は、小売物価統計調査の集計と併せて、加工統計としての消費者物価指数（CPI）の作成を行っており、それぞれ速報（東京都区部）と確報（全国）に区分されている。

製表業務は、調査員が携帯端末から送信した調査票データ等に関する内容検査事務、消費者物価指数用価格修正事務等を行い、集計区分に基づいた結果集計及び結果表審査事務を行うものである。併せて、これらの事務に関連した準備、プログラム開発等及び携帯端末へ送信する各種情報の整備等に係る事務を行う。

### 3 集計基本数

調査対象数等の集計基本数は、表のとおりである。

表 集計基本数

区 分	基 本 数
市区町村数	167 市区町村
価格調査地区数	679 調査地区数
家賃調査地区数	1,212 調査地区数
調査品目数	530 品目
調査銘柄数	795 銘柄

## 第7 家計調査の概要

### 1 調査の概要

家計調査（指定統計第56号）は、国民生活における家計収支の実態を明らかにすることを目的として毎月実施されている。

調査の結果は、国民経済計算の民間最終消費支出の推計、経済動向や景気動向の指標に用いられるほか、経済政策や社会政策の基礎資料として利用されている。

### 2 製表の概要

家計調査の集計は、家計収支編、貯蓄負債編及び合成数値編に区分される。

製表業務は、調査票類の受付整理事務、入力事務、内容検査・符号格付事務、データチェックリスト審査事務を行い、集計体系に基づいた結果集計及び結果表審査事務を行うものである。併せて、これらの事務に関連した準備、プログラム開発等を行う。

### 3 集計基本数

調査対象数等の集計基本数は、表のとおりである。

表 集計基本数

区 分	基 本 数
調査市町村	168 市区町村
調査単位区数 一般	1,346 調査単位区
寮・寄宿舍	12 調査単位区
調査世帯数 二人以上の世帯	8,076 世帯
単身世帯	745 世帯
調査票 世帯票 二人以上の世帯	1,346 枚
単身世帯	248 枚
家計簿 二人以上の世帯	16,152 冊
単身世帯	1,490 冊
年間収入調査票 二人以上の世帯	1,346 枚
単身世帯	248 枚
貯蓄等調査票 二人以上の世帯	1,346 枚

## 第8 個人企業経済調査の概要

### 1 調査の概要

個人企業経済調査（指定統計第57号）は、製造業、卸売・小売業、飲食店、宿泊業及びサービス業（他に分類されないもの）を営む個人企業の経営実態を明らかにし、個人企業に関する基礎資料を得ることを目的として四半期ごとに実施されている。

調査の結果は、国民所得統計など国の経済力の推計資料や個人企業に関する各種行政施策立案のための基礎資料として利用されている。

### 2 製表の概要

個人企業経済調査の集計は、動向調査票による速報集計と確報集計（各四半期）及び構造調査票による集計（年1回）に区分される。

製表業務は、調査票類の受付整理事務、入力事務、データチェック審査事務を行い、集計区分に基づいた結果集計及び結果表審査事務を行うものである。併せて、これらの事務に関連した準備、プログラム開発等を行う。

### 3 集計基本数

調査対象数等の集計基本数は、表のとおりである。

表 集計基本数

区 分	基 本 数
市区町村数	192 市区町村
調査単位区数	194 調査単位区
調査対象事業所数	約3,700 事業所



## 第9 科学技術研究調査の概要

### 1 調査の概要

科学技術研究調査（指定統計第61号）は、我が国における科学技術に関する研究活動の状態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることを目的として毎年実施されている。

調査の結果は、科学技術基本計画の策定や科学技術白書といった科学技術振興に関する施策を中心に、各種行政施策のための基礎資料として利用されている。

### 2 製表の概要

科学技術研究調査の製表業務は、郵送される調査票及びインターネット経由の調査票データの受付整理事務、入力事務、データチェック審査事務を行い、結果集計及び結果表審査事務を行うものである。併せて、これらの事務に関連する準備、プログラム開発等を行う。

### 3 集計基本数

調査対象数等の集計基本数は、表のとおりである。

表 集計基本数

区 分	基 本 数
甲調査事業所数（企業等）	約13,000 事業所
乙調査事業所数 （非営利団体・公的機関）	約1,500 事業所
丙調査事業所数（大学）	約3,000 事業所

統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理

## 第1 統計情報データベースシステムの概要

### 1 概要

統計情報データベースシステム（S I S M A C）は、総務省統計局が実施した各種統計調査の結果データ等を国の行政機関等にオンラインで提供するシステムとして構築されたものである。

### 2 製表の概要

統計情報データベースシステムの製表業務は、各種統計調査の結果公表に合わせ、提供用に編成した結果データをデータベースに登録を行う。

## 第2 局内時系列データベースの概要

### 1 概要

局内時系列データベースは、総務省統計局が実施した経常調査等（労働力調査、小売物価統計調査及び消費者物価指数、家計調査）の結果を収録し、統計局内での結果公表業務等での利活用を図るためのシステムとして構築されたものである。

### 2 製表の概要

局内時系列データベースの製表業務は、結果公表業務が円滑に行えるよう、毎月の各経常調査の集計時に結果データをデータベースに登録を行う。

### 第3 地域メッシュ統計の概要

#### 1 概要

地域メッシュ統計は、地域メッシュ（国土を緯度経度により網の目状に区分した区域）を単位として、国勢調査、事業所・企業統計調査等の基本となる統計データを基に編成されたものである。

結果は、地域開発、都市総合計画の策定（小地域別人口分布、事業所分布等の把握）や防災計画の策定（小地域別人的・経済的被害の想定）に用いられるほか、地理情報システムを併用した市場・商圈分析などに利用されている。

#### 2 製表の概要

地域メッシュ統計の集計は、国勢調査に関する地域メッシュ統計、事業所・企業統計調査に関する地域メッシュ統計及び国勢調査と事業所・企業統計調査等のリンクによる地域メッシュ統計に区分されている。

製表業務は、同定データの作成・検査を行い、集計区分に基づいたメッシュ別編成結果の集計及び審査事務を行うものである。併せて、これらの事務に関連した準備、プログラム開発等を行う。

#### 3 基本数

基本数は、表のとおりである。

表 基本数

区 分	基 本 数
国勢調査に関する地域メッシュ統計 メッシュ線の記入地図枚数 人手による同定データ数	2,011 枚 2,725 基本単位区
事業所・企業統計調査に関する地域メッシュ統計 同定データの検証等事業所数	6,158 事業所
国勢調査、事業所企業統計調査等のリンクによる地域メッシュ統計 生徒・学生数対象学校数	49,425 事業所

## 第4 社会・人口統計体系の概要

### 1 概要

社会・人口統計体系は、国連で提唱された「SSDS」(System of Social and Demographic Statistics)を基にして、人口・世帯、自然環境、経済基盤、行政基盤、教育、労働、文化・スポーツ、居住、健康・医療、福祉・社会保障、安全、家計及び生活時間の13分野にわたる国民生活全般の実態を示す地域別統計データを国や地方公共団体などの統計調査結果や業務報告などの統計資料から収集・加工し、体系的に整備されているものである。

整備の結果は、国や地方公共団体の各種行政施策の企画・立案の基礎資料として利用されている。

### 2 製表の概要

社会人口統計体系の製表業務は、都道府県データと市区町村データを毎年度収集し、データチェックリスト審査事務を行い、報告書用データの編成処理の集計を行うものである。併せて、これらの事務に関連した準備、プログラム開発等を行う。

### 3 基本数

基本数は、表のとおりである。

表 基本数

区 分	基 本 数
収集項目数	
都道府県収集都道府県データ	136 項目
都道府県収集市区町村データ	148 項目
統計センター収集都道府県データ	2,412 項目
統計センター収集市区町村データ	496 項目

## 第5 人口推計の概要

### 1 概要

人口推計は、国勢調査の結果を基礎として、その後の人口動向を他の人口関連資料から得て、毎月推計されているものである。

推計の結果は、国や地方公共団体の各種行政施策の企画・立案の基礎資料として利用されている。

### 2 製表の概要

人口推計の製表業務は、毎月1日現在の人口推計と10月1日現在の人口推計年報の集計を行うものであり、併せて、この事務に関連したプログラム開発等を行う。

## 第6 住民基本台帳人口移動報告の概要

### 1 概要

住民基本台帳人口移動報告（届出統計）は、住民基本台帳法の規定に基づいて作成された住民基本台帳から、従前（転入前）の住所地別、男女別の転入者数を全国の市区町村から都道府県を通じて住民基本台帳ネットワークシステム等により毎月提供を受け、国内における人口移動の状況を明らかにするために集計されたものである。

報告の結果は、国や地方公共団体の行政事務や人口移動の研究分析の資料として利用されている。

### 2 製表の概要

住民基本台帳人口移動報告の製表業務は、毎月、集計された結果表の出力等を行うものである。

## 第7 事業所・企業データベースの概要

### 1 概要

事業所・企業データベースは、「統計行政の新中・長期構想」(平成7年3月 統計審議会答申)の提言及び「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」(平成11年4月 閣議決定)の趣旨を踏まえ、事業所及び企業に関する最新の母集団情報の整備・提供を行うとともに、国が実施する統計調査の調査客体の重複是正に関する情報を提供するシステムとして構築されたものである。

### 2 製表の概要

事業所・企業データベースの製表業務は、母集団情報の更新処理及び調査名簿の磁気化支援を行うものであり、これらの事務に関連した準備、プログラム開発等を行う。

### 3 基本数

基本数は、表のとおりである。

表 基本数

区 分	基 本 数
母集団情報の更新対象事業所数	
工業統計調査(全数調査)	約660,000 事業所
法人企業統計調査管理名簿	約38,000 事業所
帝国データバンクデータ	約11,000 事業所
商業統計調査	約2,100,000 事業所
事業所・企業統計調査	約7,482,500 事業所